

議案第49号

山都町附属機関に関する条例の一部改正について

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月3日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町下市PFI住宅整備事業施行に伴い、事業者選定を目的とした附属機関として、事業者選定委員会を新たに設置することとしており、そのための根拠となる条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例

山都町附属機関に関する条例（平成17年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「運営に関し必要な事項」を「運営その他必要な事項」に改める。

別表に次のように加える。

町長	公募型事業提案事業者選定委員会	<p>1 組織 委員会は、委員11名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 当該事業に関し専門的な知識又は技術を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める者</p> <p>2 任期 委嘱の日から次項に掲げる事務が終了したときまで</p> <p>3 所掌事務 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約等の相手方となる候補者の選定について審査すること。</p> <p>(2) その他町長が行う諮問に関する事項</p>
----	-----------------	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を

次のように改正する。

別表第1中「

林業構造改善事	会長	日額	6,000円	
業協議会委員	委員	日額	5,900円	
文化財保護委員	会長	日額	6,000円	
会委員	委員	日額	5,900円	

」を「

林業構造改善事	会長	日額	6,000円	
業協議会委員	委員	日額	5,900円	
公募型事業提案事業者選定委員		日額	6,000円	
会委員				
文化財保護委員	会長	日額	6,000円	
会委員	委員	日額	5,900円	

」に改める。

山都町附属機関に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の<u>運営</u>に関し必要な事項は、当該附属機関を所管する執行機関が定める。</p>			<p>第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の<u>運営その他</u>必要な事項は、当該附属機関を所管する執行機関が定める。</p>		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務
略			略		
町長	包括医療センターそよう病院運営委員会	<p>1 組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人</p> <p>(2) 山都町に居住する者 3人</p> <p>(3) 学識経験を有する者 3人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、町長の諮問に応じ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。</p>	町長	包括医療センターそよう病院運営委員会	<p>1 組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人</p> <p>(2) 山都町に居住する者 3人</p> <p>(3) 学識経験を有する者 3人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、町長の諮問に応じ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。</p>
			町長	公募型事業提案事業者選定委員	<p>1 組織 委員会は、委員11名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長</p>

	会	<p>が委嘱する。</p> <p><u>(1) 当該事業に関し専門的な知識又は技術を有する者</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める者</u></p> <p>2 任期 委嘱の日から次項に掲げる事務が終了したときまで</p> <p>3 所掌事務 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 契約等の相手方となる候補者の選定について審査すること。</u></p> <p><u>(2) その他町長が行う諮問に関する事項</u></p>
--	---	---

